

第2回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会議事録

- 日時 令和2年10月14日（水）18：00～20：00
- 場所 多摩市役所 301・302会議室
- 出席者 松下委員（委員長）、木下委員（副委員長）、小田川委員、吉永委員、池田委員、原田委員、石井委員、榊委員、立山委員、中村委員、奈和良委員、元井委員、佐々木委員、高木委員、吉田委員
- 欠席者 権藤委員

1 開会

【委員長】 時間ですので始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、資料の確認を事務局からお願ひいたします。

【事務局】 （会議資料の確認）

【委員長】 早速ですが、次第に入ります。条例の意義・位置づけについて共通理解を得ることを目標に進めていきます。また、本日は皆さんにこの条例に期待することを発表してもらいたいと思います。

それでは、次第の2の第2回令和2年度市民参加手法について事務局から説明をお願いします。

2 令和2年度の市民参画手法についての状況報告

【事務局】 （資料の説明）

【委員長】 前回の議論を踏まえ、整理をしました。この説明につきまして質問事項はありますか。

【委員】 児童館等ではどういった声を聞くのでしょうか。

【事務局】 質問項目については、まだ固まっていないのでお示し出来てはおりませんが、基本は、前回のアンケート案をベースにし、投げかけた後、出てきた言

葉をしっかりと拾っていきます。また、その学年に合った設問を考えていきたいと考えております。

【委員】 ヒアリング対象は大体何名を想定しておりますか。

【事務局】 あまりに大人数ですと発言が難しいと思いますので、小学生、中学生、高校生それぞれ1児童館約4名をベースに、少人数で対話をしていきたいと考えております。

【委員】 質疑応答のようなやり取りをされるのでしょうか。

【事務局】 そうですね。通い慣れている児童館を借りて行う予定でおります。

また、事務局の職員が対応しますが、初めてのメンバーだと緊張して話が進まないと思いますので、児童館の見慣れた職員の御協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 今回の若者向けオンラインワークショップには合同会社M i c h i L a b にご協力いただく方向で検討しております。

事務局は無作為抽出2000人の若者にオンラインワークショップへの参加を呼び掛けた場合何人が参加すると予測されていますか。50人から60人かな。

【事務局】 はい。

【委員長】 通常、全体の1%から3%が目途になりますが、今回はオンラインなので想像がつかないですね。オンラインの場合、人数制限はあるのでしょうか。

【委員】 60人程度であれば、ツール面では特に問題ございません。

【委員長】 なるべく大勢で考えたいですね。
ヒアリング含めて、オンラインワークショップについては次回あたりに説明があるのででしょうか。

【事務局】 はい。

【委員長】 では、次回説明いただきますが、児童館等でヒアリングや無作為抽出のオンラインワークショップを行うという方向性でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、その方向で進めてまいります。

次は、次第の3番、条例の意義・位置づけについて事務局より説明をお願いします。

3 本条例の意義・位置づけについて

【事務局】 （資料の説明）

【委員長】 この条例の位置づけについて、質問等ございますか。

【委員】 現在、東京都ではこども未来会議を開催しておりますが（第1回9月23日開催）、会議の内容を実際の施策や長期戦略に反映されているようなので、多摩市も同じように行うのであれば、良いタイミングだと思います。その情報は収集されていますか。実際に形にしていく上では予算措置の問題も生じると思いますが。

【事務局】 把握しておりませんでした。早速、情報を収集したいと思います。

【副委員長】 まちづくり条例と記載がありますが、一般に街づくり条例とは都市計画を指します。1980年頃に地区計画制度が出来て、街づくり協議会などを公式に認めるためにつくってきた経緯があります。しかし、言葉というのは生き物であり、使い方に変化するとは思いますが。

多摩市では既に街づくり条例はないのでしょうか。もし、すでにある場合、混乱するかもしれません。

【事務局】 多摩市街づくり条例（都市計画課）というものがあります。

【副委員長】 では、その条例と差別化をしなければなりません。ニセコ町まちづくり基本条例（自治基本条例）では、まちづくりを市民主体として行動するよう定めています。現在、ニセコ町は日本ユニセフ協会の子どもに優しいまちのモデルになっています。そういった条例の次に行くよう、子ども・若者を中心とすると面白いのではないのでしょうか。先行があれば、その条例と差別化し、その条例との関係を言葉で補う必要があるのではないかと思います。

以前、多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会で話し合い、まとめた図が非常に分かりやすいと思います。

【事務局】 副委員長の仰っておりました図は、「子ども・若者に関する施策検討懇談会報告書」の3ページにあります。

【委員長】 まちづくりという概念は非常に多意的なので、誤解も生じる可能性もあるので一度分かりやすく次回までに定義します。一般的な、都市計画にある条例ではなく、様々な主体が関わって、様々な特性を理解しながらまちを盛り上げていくまちづくりということを定義してみます。そうすれば、ある程度、共通理解が得られると思います。

今、お話のあった、ニセコ町のまちづくり基本条例は自治基本条例を指します。自治というのはハード面だけでなく、ソフト面も含めます。そういった概念が分かりやすく理解できる先程の3ページのような図や定義が必要です。

【委員】 この資料を拝見しますと、憲法のようなものという印象を持ちました。(1) 行政が子ども・若者の権利を侵害しないように制約をかけるという部分は、憲法と同じような性質を持つと感じました。

その際に、例えば日本国憲法ですと他に教育を受ける権利と書いてありますよね。多摩市に当てはめてみると、不登校のお子さんや、若くして妊娠し、学校に行き続けることが難しい方など困難な状況にある方の教育を受けられる権利を守るために市、行政も民間団体も努力をしなければならない、そういったイメージのものなのだろうと考えながら伺っておりました。

それを実態があるものにするには、第三者委員会のような機関がサービスの担い手に働きかけていくとユニークなものになるのではないのでしょうか。

【委員長】 第三者的組織を作った方が上手くいくのではないかということですね。

今回の条例は、憲法を越える内容であると思っております。憲法で言うところの例えば権利ですが、表現の自由や宗教の自由など権利を侵害するのは誰かということ、権力です。つまり政府のことです。なので、日本の憲法は政府を抑えておけば、幸せになるという仕組みです。

ところが、子どもの権利の場合、役所を取り締まれば子どもが幸せになるわけではありません。ではどうするかと言いますと、役所だけでなく、市民や地域、NPOの方々も権利を守らなければ、子どもは育ちません。

地方自治法も同様に、473条もありますが、その中に、「住民は」と記載している部分は6条のみです。しかし、それでは子どもは幸せになれません。だからこそ、行政、市民、地域、学校、関係機関が力を出していける仕組みづくりを目指しています。ただし、こういった条例には権力による拘束力がないため、みんなで守っていきましょうという機運づくりが難しいところではあります。

【副委員長】 委員長の話に関連して、戦後の展開ではドイツと日本がよく比較されますが、ドイツは戦後、ナチスのヒトラーユーゲントなどの反省をもとに青少年育成支援の大綱の中で子どもの育成は多様な主体によって担わなければならないと定めています。主体には、NPOや様々な団体が含まれています。補完性の原理という言葉があるように、NPOと行政それぞれできないことを補完し、徹底しています。日本も同じように行政と様々な団体が補完し合いながら行うことが必要ではないのでしょうか。

【委員】 目的部分に記載のある「自分らしさ」というものがどういったものなのか混乱しますので、数値化が全てではないですが、目標数値が定められるのであれば、定めた方がいいのではと思います。

【委員】 市長の発言された、子どもは守られるだけの存在ではなく自ら考え行動できる存在という部分を読むと、こちらの2-3の資料の主体には、子どもと若者を入れた方がいいのではないのでしょうか。

【委員】 市民の中に含まれているという解釈ではないのでしょうか。

【委員長】 含まれますが、要するに子どもの主体性をより前面に出したほうが良いのではないかということではないのでしょうか。例えば、広義的な意味ではNPOや学校も市民となります。広い概念として捉えることは良いとしても、子ども・若者を主体的存在として入れた方がいいのではということだと思います。それは大事なポイントだと思います。

では、これより本条例に期待することを議題に、1人2分程度発表していただきたいと思います。では、お願いします。

4 本条例に期待すること（意見交換）

【委員】 私自身、幼い3人の子どもを抱えて生活をしております。その中で、今の活動に興味をもったきっかけとして、子育ての楽しさを感じたことが非常に大きいです。子どもの思い、意見、発想の自由さに面白さを感じ、親とは異なる視点があることを実感しております。

まさに今後、AIの発達やロボット化など、デジタルトランスフォーメーションと言われている世界の中で、既存の概念に捕らわれず、異なる視点から新しいものをつくり出していくことが必要とされますが、子どもの自由な発想は今後求められる価値観に近いものではないかと思います。

そういったことを踏まえ、子どもたちが、言われたことだけをおこなうのではなく、子どもたち自身の意見や思いが尊重され、当たり前のように発言で

きるよう本条例に組み入れたいと考えています。以上です。

【委員】 私は、今年1月に成人式に出させていただきます、直近5年間の中で最も多くの方に参加していただきました。その際に、学校や幼稚園などの場所は私たちにとって出会いの場であり、いじめやトラブルなどが原因で行けないことは非常に残念なことだと強く感じました。なので、学校や幼稚園などの場所での出会いや発見を大切にしていける条例にしたいです。

さらに大学では、新型コロナの影響により、オンライン授業が普及し、さらに周りでは会社に出ている友人もいます。一見、自分の生活圏内がより広がっているように見えますが、実際は狭まっているように感じました。一部の方は異なるのかもしれませんが、大学では学科などで同じ目的を持つ人が集まりますし、会社でも同じ目的を持った人ばかりがそろっています。

なので、学校や会社などの場所に多様な視点を持つ人々が集まれる環境にしていくような条例にしたいと思っています。以上です。

【委員】 どれほどの広がりを持つものなのかイメージが見えない部分がありますが、多摩市は予算がないことを前提に話されていることも理解しつつ、あまりこれが前提に出ることを期待したくないなと思っています。また、東京都のことも未来会議を参考にさせていただきたいです。

私は仕事の関係上、0歳から10歳までの子どもたちをたくさん見る機会があります。子どもの育ちを大切にすることというのは、実際にはとても難しいなと感じています。子どもの育ちに関しての調査もあるので、そういったデータを皆さんと共有し、振り返ることが重要ではないかと思います。

ちなみに、神戸大学の政策研究所のデータでは、子どもの幸福感が高い家庭は、支援型の家庭でした。つまり、厳格型の家庭は、収入は良いけれど精神的に不安定な子どもが多いという数値が出ました。ただ、一番多かったのが友達関係の家庭です。この結果から、友達のような存在であることが大切だと思っている方は実はたくさんいることがわかります。

このように、本当に重要な部分とはいったいどこなのかを知る機会をつくることも大切だと考えています。以上です。

【委員】 私の関わる事業は東京都全域の若者や御家族の悩みをきくという点で、市長御挨拶の要点の5番にあたる、困難を抱える子ども・若者の問題を見逃さないよう、切れ目のない支援、協力体制を組む、誰一人取り残さないという部分に当てはまります。しかし、実際のところ、支援に繋ぐ際、各自治体でお話を伺うと、各部署では非常に良い支援をされているのですが、市役所や区役所の中での連携がなかなか取れていないように感じます。「所内の連携をコーディネートしてくれませんか」と逆に頼まれてしまうこともあります。

例えば、各部署を超えて全体を見れるような独立した市長直属の部署があって、連携がきちんと実行できているか、実際に現場でチェックし、機能しているかを見ることができる仕組みをつくと良いなと思いました。

また、18歳になると児相や子ども家庭支援センター、教育相談所と関係が切れてしまいますが、次の支援先につなぎたいと思ったときに、先が見つからないと、連携のバトンを誰にも渡せないまま、支援が途切れてしまうことがあります。次の支援先にバトンをしっかりと渡せるよう、行政も含め、市民の皆様、地域、NPO、学校、関係の支援機関が連携する仕組みをつくる必要があると強く感じます。以上です。

【委員】 私には中1と高2の息子がおりまして、まさにストライクゾーンだと思いました。この条例がとても良い条例になることを期待しています。

しかしながら、子どもの将来を考えたときに、漠然とした将来への不安があります。おそらく、それは自分自身が育ってきた環境が随分変わりつつあり、私の描いた未来像とは全く異なるものだからだと思います。

例えば、現在、ユーチューバーという職業があり、高収入を得ていますが、私が幼い頃にはそういった職業はなかったので、もし子どもがやりたいと言った場合、おそらく、親はノーと言うような気がします。しかし、それは親の価値観であって、子どもの価値観とは異なるのかもしれませんが、時代が変わっていることを私自身も認めていかないと考えております。また、先ほどからお話が出ているように、個性や多様性なども大切にし、誰一人取り残さないという意味では、不登校、ひきこもりの方も取り残さず全員を拾え

れば非常に嬉しいです。以上です。

【委員】 社協では様々な事業や年代層に向けて支援しておりますが、私自身は障がいのある方やひきこもりの方の支援が中心なので、直接的な知識がなく、条例の内容をお話しできる部分が少ないですが、先程のお話にあった、児童館等の子どもたちへのヒアリングを通して、子どもたちが自分らしく成長できるということはどういうことなのか、条例を見て響く言葉や身近に感じられるテーマを見出せるものになると良いなと思います。

また、関係機関の連携では、地域の多くの方が子どもを育てる環境に参加したいと思いつつもなかなか参加できず、連携の部分でも次へバトンを渡せないまま落としてしまっています。支援施策を計画する上で、理念の中に関係機関が自分事として考えるような言葉も入るとより身近な条例になるのではないかと思います。以上です。

【委員】 自身の経験から、親の言うことを聞く子が良い子と思っている方が多いです。私としては、自分の思いを自分の言葉で伝えられる子がいい子だと育ててきましたが、言うことを聞かない子は悪い子だという考えをもつ方が非常に多かったと思います。成長すると、成績に関係してくることもあるかもしれませんが、そういった意味では、子育ての支援に、パパ、ママたちへの支援も関わってくるのではと思い聞いていました。

また、PTAから始まり、青少協や様々な事業を行っていく中で、子どもたちの様々な個性が見えてきます。特に子どもたちが参加する2泊3日のキャンプの参加者の子どもが、数年後、民生委員の支援児童委員を務めている中で課題がある子と言われる子だということに驚きました。子どもたちが多くの地域の方とつながれる場所や機会があれば良いなと思いました。

また、放課後子ども教室や地域未来塾にも関わっていますが、簡単には人手が集まりません。お互いウィンウィンの関係になれるような、大人にとってもやってよかったと思えるような支援が必要だと思いました。以上です。

【委員】 私は3～5歳の子どもたちが集まる幼稚園に携わっておりますが、最近は多

様性のある子どもたちが多く、その中でも発達障がいを持つ子が非常に気になります。そういったお子さんの多くは、今は自由に楽しく過ごせても、成長するにつれ、自分が出来ないこと、人と違うことにより自己肯定感が低くなってしまいます。なので、幼稚園ではそれも良い、素敵なところだよと教えているのですが、例えばボーッとして聞いて聞くことができない子が成長し、学校に上がった時に、「なぜ聞いていない。」と言われて傷ついてしまいます。聞けなかったことを「仕方ないことだよ、もう1回、教えてあげるね。」と大人が寄り添ってあげられるような社会ができていくと良いなと思います。

また、勉強の仕方も人それぞれ段階があり、色々な学び方があっていいと思うので、学校ではそれぞれの子どもに適した勉強の仕方が出来ると良いなと思いました。

【委員】 私は青年期の高校生と日夜付き合っていますが、大きな枠組みの中で現在も行われている支援というのは相当あると思います。特に私の現場では、自立支援関係や、ユースソーシャルワーカーの方々が定期的に来て、うまくいかない子に色々なヒントを与えて元気にしていただきます。児童相談所や子ども家庭支援センターからも頻繁にお子さんの状態について問合せが来ます。その中で、色々な課題を抱えている家庭が多いなと肌身で感じています。ステレオタイプではありますが、こういった既存の自立支援の取組をバックアップする内容が条文に入れることも必要なことではないかと思います。

また、市長さんの挨拶の要点6番の部分ですが、1人の人間として色々なことを発信できるイメージでこの文章は読みましたが、言わない人のほうが多いので、何も言わない子も元気になれる要素が入っているといいなと思います。

もう一つ、児童相談所や子ども家庭支援センターは18歳で支援が切れてしまいますが、子ども・若者の定義をどこまで指すのか少し疑問に思っています。以上です。

【委員】 子どもを主役にしていただき、大変ありがたく思っています。先ほど、未来会議についてお話がありましたが、実は本市においても子ども未来会議は

毎年行っています。全小中学校26校がユネスコスクールになっており、持続
発展教育E S Dをもって、2050年の大人づくりということで、毎年、子ども
たちから提言があります。ぜひともその提言をこの場で生かしていただきた
いと思います。今年は残念ながら新型コロナの関係で顔を合わせて行うこと
が出来ませんが、とても良い提言が毎年ございますので、ぜひ本条例に生か
していただくと、子どもたちの考えがそのまま出てくると思います。

また、私も目的の部分の「自分らしく」という言葉が、引っ掛かります。
小学生の場合、「自分らしく」とは、「自分のよさを生かして」という言葉に
変えさせていただくと、より分かりやすくなると思います。以上です。

【委員】 私は、最初の文章に、「侵害しないよう制約をかけること」という一文を、
「権利を尊重する」などポジティブな表現を使う条例だと良いなと思います。
条例は計画の土壌になる理念であるので、5年ごとの計画を立てる際には立
ち戻り、ここが大事な部分だと確認できる表現を入れていただきたいです。

また、子ども・若者が主体であることを前面に出すと思いますが、その際、
条文は子どもや若者が理解しやすい表現などを使っていただきたいです。

さらに、現在の案では周りが子どもや若者を応援する条文ですが、本人同
士支え合うことも含めた条文が良いと思います。

【副委員長】 私のほうから2点。1点目は、子ども・若者が主体であることです。大人や
支援側も、子どもや若者の声を聞き、実現できるものは子どもや若者主体に
取り組んでいくことを基本にすることは大事なことだと思います。

2点目は、ドイツの例で紹介しましたが、補完性の原理を徹底すること
です。子どもや若者の邪魔をせず、できないことを大人たちが補完する必要
があると思います。

また、困難な状況にある子ども・若者について知らない子ども・若者が多
く、知った子は行動します。子どもから子どもへ補完的に支援する感覚が身
につけば、その子ども・若者が多摩市の未来をつくっていきます。子ども・
若者が孤立しないように、子どもたち全員が一緒になって考えていくことが
できる条例が良いと思います。

【委員】 私には小学校6年生と4年生の子どもがおり、多摩市ではないですが、毎日、小学校に楽しく行っていて、小学校では発言の場があり、先生方がサポートしてくださっていると感じます。恐らく多摩市も同様だと思います。

しかし、子どもたちを見ていて、学校以外の大人を見て育つ機会は少ないと感じます。自分たちが住む地域に参加し、自分たちの意見を聞いてもらい、自分たち自身が心地よい場をつくっていく経験をする機会がありません。

子どもたちが忙しいという理由もありますが、機会を作っていくことで主体的な子どもを育てる場が生まれていくと思いますので、条例には子ども・若者の主体を前面に出しつつ、子どもたちが過ごす場を自分たちで作り出す、ここではまた違う意味でのバトンですが、大人が建物の管理権を子どもに渡し、子どもたちが場を考えていく機会を作るなど、子どもたちが地域の担い手になる学びができる実用的な要素を条例の中に入れることができると良いなと思います。

【委員】 結局、子どもが成長し、若者になるので、まずは子どもの権利を共通認識として全員が持つことが大事であると考えます。今の子どもたちが子ども権利条例の中で子どもの権利を守られて力をつけて育っていくと、彼らが若者になったときに自分自身の力で問題を解決することができます。

私は子どもの暴力防止に関わっておりまして、暴力は基本的人権の侵害であり、子どもの権利条例が多摩市にできたらと考えておりました。以前、勉強会の中で、仲間と一緒に多摩市子ども権利条例案を考えたこともありました。ここで少し、仲間と一緒に考案した条例案を読ませていただきます。

「子どもは次第に人間になるのではなく既に人間であるとは、ユダヤ人強制収容所のガス室で命を奪われるまで、子どもたちとともに子どもの尊厳を守り抜き、子どもの権利条約をもたらしたコルチャック先生の言葉です。子どもは決して大人になるための存在ではありません。子どもは思い切り自由に、自分の気持ちを大切に、子どもとして生ききる存在なのです。子どもは大人とは異なる固有の人間であって、子どもと大人は対等で、尊重し合う存在です。子ども時代は変化が著しい時期です。悩み、おそれ、戸惑い、揺れ

ながら学び、成長していきます。だからこそ、子ども独自の権利が必要です。国連の権利宣言には、人類は子どもに対して最大のものを与える義務を負っていますとあります。子どもは社会的な知識の欠如や力弱さのために、自分に関わるあらゆる面で自己決定が行えるよう、分かりやすく教えられ、知らされるといった多くの支援を受ける子ども独自の権利を持ちます。子ども時代を自らのものとして豊かに生きるため、話を聞いてもらい、自分を大切にと思い、自身が持てるような様々な子ども独自の権利を持ちます。子どもたち一人一人が大切なかけがえのない存在であることを自らが感じ、夢や希望を持ち、安心して生きるためにここに多摩市子ども権利条例を制定します。」

以上となります。要するに、基本的人権の既存概念にプラスして子ども権利を強調するなどの独特の配慮が必要だと思います。

大人は自分自身が不安定だと、軽々と子どもの権利を奪ってしまいやすいです。奪おうと思っているわけではなく、後で奪ってしまったことに気づく。気づいたとしても、親だから当然だと思う人も多くいます。

なので、全ての方が権利には子どもも含まれているということを共通認識として持ち合うことが非常に大切であり、是非そういったニュアンスを入れていただきたいと思います。

【委員長】 皆様、ありがとうございました。

今、皆さまが話していただいた思いが条例の前文や目的の部分となります。そして、前文は最初につくるわけではなく、最後に、条例の中身を表現するところになると考えていくと良い議論となります。

そのため、本日、ご発言いただいたキーワード、あるいはポイントを整理し、それを振り返りながら、次回以降の議論に繋げていきたいと思います。

また、先程、幾つか共通の意見が出ました。特に子ども・若者の主体性については、強調されており、それは逆にいえば、大人には体感的に分からない、もしくは頭の中で整理できない人が多くいることを皆様の共通認識として持っている印象でした。

そして、仕組みについてもお話がありましたが、本条例は基本条例なので第三者機関などの具体的なことまでは書き込めません。計画や、本条例の下

に位置づく個別条例に落とし込んでいくこととなります。そのため、その基となる考えが本条例に落とし込むことが大事だと思いました。

また、若者の定義も一般的には29歳や39歳と言われていますが、答えではなく、テーマによって若者の定義が異なってきます。本条例により何を実現したいかを考えていくことで若者の定義が決まります。

基本部分から議論し、各論話し合ったものを最終的につないでいきたいと思えます。

では、何か御意見等ございますか。

【委員】 アメリカの調査（2007年）で、「国が貧困者を守るべきだと思う」というアンケートをイエス・ノーで行っています。イギリスが91%、中国、韓国が次いで高く、アメリカは70%でした。ちなみに日本はというと59%でした。つまり自己責任だと思う若者が多いということです。その若者は現在、親の世代になっているため、その考えのもと教育を受けている子どもが多いということです。

2018年、イギリスのボランティア活動家たちが、「人を助けたことがありますか」という質問をした際には、日本は世界145か国中、下から3番目でした。こういった現実を把握しておかなければ、主体的とはどういったことなのか分からないと思えます。

ちなみに、「主体的」はヨーロッパの言葉です。基本的にはキリスト教が、主体を用います。その主体とは神との契約が成り立っている人たちのことです。その人たちが使う主体と、我々が使う主体は同一の意味になるのでしょうか。言葉をしっかりと紡いでいく必要があると思えます。

【委員】 若者相談を受けていると、自己肯定感が低く、不安などを訴えている方が大半です。詳しく話を聞いていくと、他者に無関心であることが分かります。しかし、その無関心の背景には物事が見えていない、知らないことが多く、知ると意外と考え出します。「その価値観ではなく、こういった価値観もあるよ」と視野を広げてあげるような場づくりや、教えてくれる仲間がとても大事だと思えます。

事例になりますが、今朝、専門相談員が朝7時に門前仲町の駅で10代の相談者の方と待ち合わせをしておりましたが、その方は地下鉄に乗ったことがないので行き方が分からないということでした。そのことを今までの支援員の誰にも言えず、うまく言葉にして説明できないため、自分のできていることをやっている、皆から言うことを聞かないとか、何をやっているんだと責められていたようです。自分が困ったことを言えるような関係性づくりができると、そういった問題が、どんどん上がってきます。

差別も知らないことで起こるため、できる子どもたちも、できない子どもたちのことを知ることで新しい視野が開けて、お互い助け合っていくことで自分たちも成長できます。人は人の中で育つと言葉があるように、そういったことが大事だと思いました。

【委員長】 以前、大学で教えていた学生は勉強が出来ず、自己肯定感が低かったのですが、まちづくりの取組で全国に行くと、歓待され、評価してもらえることに徐々に自信を持ち始めました。そういった機会があれば、変わっていきます。本条例はその社会をつくるための条例ということなのでしょう。

【委員】 認めてもらうことが自信になると思うので、お互いに認め合うことが必要だと感じました。

【委員長】 国全体として異なる価値観は受け入れない傾向にありますが、自治体から条例づくりなどを通して互いの価値観を認め合うよう変わっていく必要があると思います。

今回の条例づくりの最後には、過程が分かるように足跡を残していきたいと考えています。

【副委員長】 その点についてですが、決めていく過程の中で子ども・若者が一緒につくっていくことを記録して残るようにすると良いと思います。

【委員長】 多くの若い方々を巻き込みながら、一緒に条例をつくり、おじさんとおば

さんがつくったものだとならないようプロセスを示すことが必要ですね。

【委員】 子どもの条例に関して、他の自治体では一般市民向けの言葉とは別に、子ども向けの表現を用いている自治体があり、良いと感じました。

【委員長】 表現方法としては難しい部分もありますが、そういった努力も必要ですね。また、ホームページ等で会議の状況を発信し、若者たちがどう思うかを投げかけたいと検討しているところです。

【委員】 その点について、若者は会議などにより意見を聴く機会が多くありますが、子どもは少し足りないのではと思います。

【委員長】 既に子どもの調査を多く行っており、データを持っているからこれ以上聞く必要はないと思います。足りない部分を直接ヒアリングしていくことが重要であると思います。

【委員】 昔、多摩市に豊ヶ丘中学校があり、そこの校長先生がまさしくまちづくりと同じことを学校で行っていました。全国から不登校の子が来るほど、特出するような学校でした。この事例は、参考になるかと思います。

【委員長】 今回は三、四人のグループになって、支援のメニューなど少し話を深めていこうと思います。

【委員】 グループで話し合う際には、テーマ設定をすることも一つのアイデアではないでしょうか。先程、声を上げられない若者たちの声をどう酌み取ってあげばいいのかという意見をきき、どうすればいいのか気になりました。

【委員長】 確かに大事なことではありますが、まだ全体が見えない中では全体の体系をある程度形作り、その後、各論で皆様が考えられていることを掘り下げてみよう考えております。

では、次は次第5について事務局より説明願います。

【事務局】 (資料の説明)

【委員長】 本条例について今までの資料をもとに分からない点や気になる事を次回の会議前までにまとめていただきたいと思います。次回、出た質問を一覧にしてお示しし、第4回目に、市より質問に対しての回答をし、知識を共有化していく予定であります。

この点について、何か御質問ありますか。

【委員】 事前資料には良いことを書かれているので、反対するつもりは全くありませんが、最初、ここに書かれたことを共通理念としましょうという意味に捉えました。子どもたちに参加してもらおうというよりかは、自分たちのところに呼び込もうとしているように感じました。もっと私たちが聞きに行く姿勢が大切だと思います。

【委員長】 そのように感じたことを書いてほしいです。なので、なかなかすぐに答えが出ないものもあると思いますので、事務局の方で整理する期間を設けます。

【委員】 この会議について、月1回の開催は皆さんの負担や、事務局側での調整に時間がかかることを配慮してのことだと思うのですが、議論にスピード感が欠け、もう少し議論を深める必要があると感じます。やはり会議開催は月1回ということは決定なのでしょうか。

【委員長】 これは、それぞれ市の方針であると思います。予算含め決定しているものではないでしょうか。

【事務局】 そうですね。回数などは既に決定しているものとなります。

【委員長】 回数は割と多いほうだと思いますよ。下手したら5,6回で終わってしまう

こともあります。

【委員】 企業では、長い期間設けて行うところもあるのでは。

【委員長】 それは人数の問題もあります。他の事業も行っていますし、質問に対しての各担当課への調整は非常に時間がかかります。

【委員】 分かりました。

【委員長】 では、質問は終わりにしたいと思います。事務局、お願いします。

【事務局】 本日はありがとうございました。

第3回会議は、あらかじめお伝えしているとおりの11月12日木曜日18時から20時、こちら市役所本庁舎3階の301、302会議室での開催となりますので、御出席をよろしく願いをいたします。

また、会議録については、現在、事務局で作成中です。本日の会議録についても、整い次第、確認案内のメールをお送りいたします。

事務局からは以上となります。

【委員長】 会議録は要点だけでいいですよ。それでは、以上となります。お疲れ様でした。

— 了 —